

# 入間市立図書館配本サービス

## （配本サービス）

- 1 団体貸出取扱要領に定める配本サービスとは、保育所、学童保育室、小・中学校、高等学校（公立に限る。）のほか、来館に支障のある団体に対し、図書館資料（以下「資料」という。）をまとめて貸し出し、配達すること及びその方法を言う。

## （利用申請）

- 2 配本サービスを希望する団体は、資料貸出申請書（様式1）を提出するものとする。

## （不定期利用時の申請時期）

- 3 不定期に配本サービスを希望する場合、資料の使用開始希望日の1ヶ月前までに資料貸出申請書を提出するものとする。それ以降に申請書が提出された場合は、配達を行わず、本館又は分館にて受け取るものとする。

## （配本日程）

- 4 配本は、基本的に月1回とし、毎月の日程は、配本カレンダー（別紙）のとおりとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

## （資料の返却）

- 5 団体は、配本の際に同梱された貸出資料リストと実物を照合のうえ返却するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

平成27年 4月24日 適用  
令和4年 4月1日 改正